

年金積立金の被保険者の利益のための安全な運用に関する意見書

公的年金は、高齢者世帯の収入の7割を占め、高齢者世帯の6割が年金収入だけで生活している。特に高齢化率の高い都道府県では、県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっている。そのような中で、政府は、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産の割合を高める方向での年金積立の運用を求め、新たな運用方針を決定した。

年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的な運用を堅持すべきものである。

よって、国に対し、年金積立金の被保険者の利益のための安全な運用が行われるよう、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 厚生年金保険法等の規定に基づき、被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的な年金積立金の運用を堅持すること
- 2 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）において、被保険者の利益を第一に考えた運用が確実に行われるよう、関係有識者が参画するガバナンス体制を構築すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月25日

東海市議会議長 早川直久